

原価算定期間終了後の 小売ガス料金の事後評価

第38回 料金審査専門会合
事務局提出資料

令和元年11月20日（水）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

目次

1. ガス事業利益率等の状況（大阪ガスを除く旧一般ガスみなしガス小売事業者8社）
 - （1）原価算定期間終了後の事後評価について
 - （2）料金変更認可申請命令に係る審査基準
 - （参考1）一定水準額と平成28年度末超過利潤累積額の補正
 - （3）審査基準の適用結果
 - （参考2）各社概況
2. 総評

1. ガス事業利益率等の状況

(大阪ガスを除く旧一般ガスみなしガス小売事業者8社)

1. (1) 原価算定期間終了後の事後評価について

- 原価算定期間終了後、事業者は、原価と実績の比較及びその差異要因・収支見通し等について評価を実施するとともに、行政は、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の可否を検討することが「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会ガス料金制度小委員会報告書（平成25年10月）」において取りまとめられている（※1）。
- 行政の評価では、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないか等を事後評価として確認するため、客観的な基準を「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成26年2月12日付けで改定した（※2）。

※2：電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）の施行に伴い、同内容は、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に含まれている。

※1：「ガス料金制度小委員会報告書」における原価・原価算定期間終了後の事後評価に関する取りまとめ

<事業者による評価>

以下の事項等について、事業者が評価を実施。

- ・（規制部門における）原価と実績値の比較及びその差異要因
- ・現行料金を維持した場合に想定される収支見通し（部門別収支の算定方法を参考に、規制部門の収支についても算定を行う）

<行政による評価>

- ・経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような需要家利益を阻害するおそれがあると認められる場合には、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の可否について検討。

（出典：平成25年10月 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会ガス料金制度小委員会報告書）

※3：当資料において、「ガス事業利益率」とは「旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金（経過措置料金）のガス事業利益率」を、「事業者」・「旧一般ガスみなしガス小売事業者」とは、「経過措置料金規制の対象事業者」を指す。

1. (2) 料金変更認可申請命令に係る審査基準

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者については、
＜ステップ1＞規制部門のガス事業利益率による基準、＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第3弾改正法附則第22条第4項に基づく料金変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う（※1）。

※1：「原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を実施」または「既に料金改定を発表している」場合は事後評価の対象外

＜ステップ1＞規制部門のガス事業利益率による基準

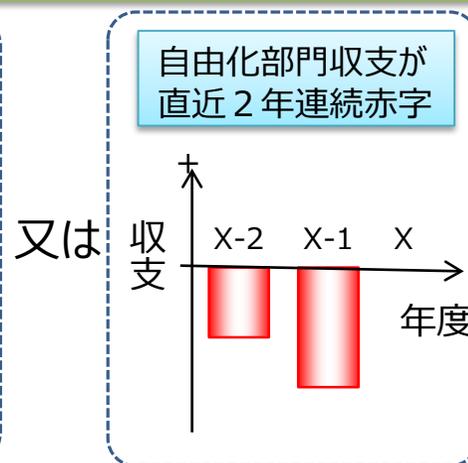
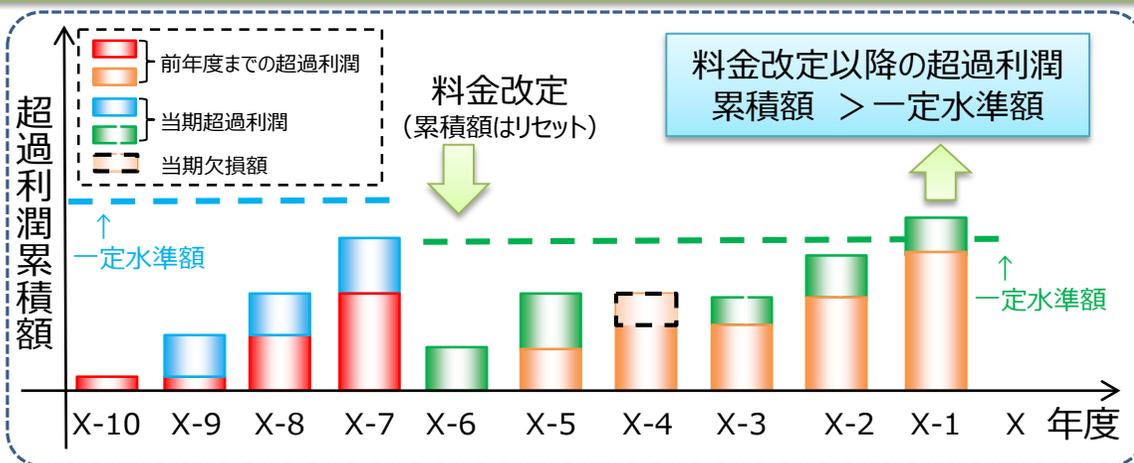
→規制部門のガス事業利益率（ガス事業利益／ガス事業収益）の直近3カ年度平均値が、旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ①該当会社の規制部門におけるガス事業利益率（直近3カ年度平均）
- ②旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の規制部門におけるガス事業利益率（過去10カ年度平均）

➤ ①>②の場合→ステップ2へ

＜ステップ2＞規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による基準

→前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が一定水準額（本支管投資額（過去5年平均）又は事業報酬額のいずれかの額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。

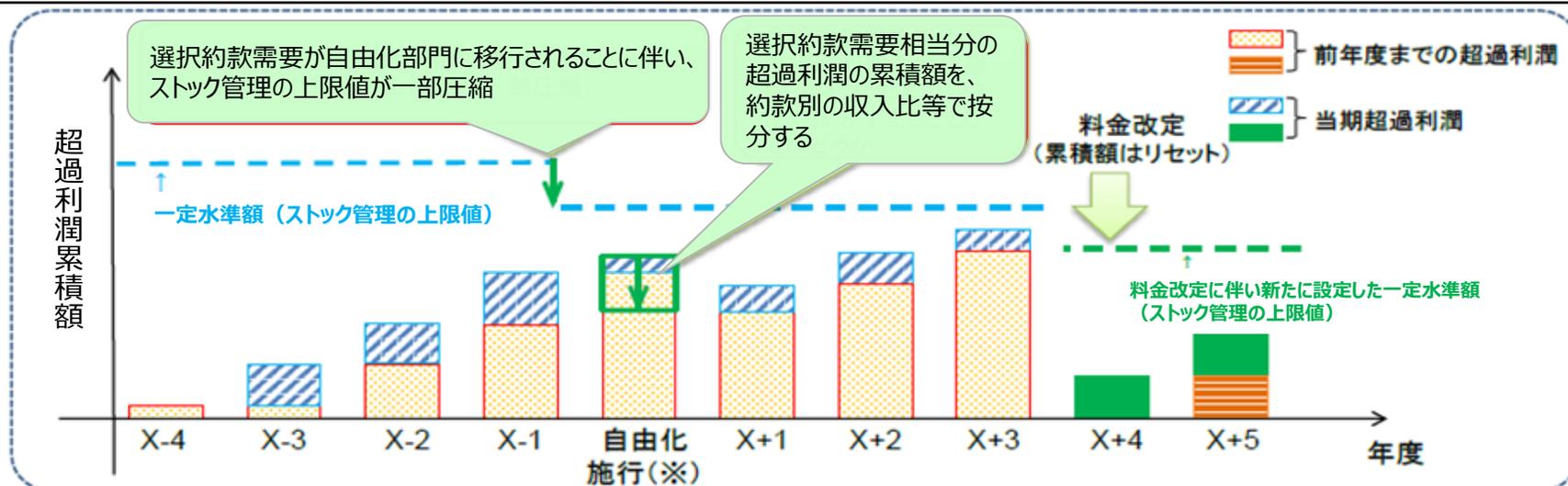


料金変更認可申請
命令発動

(参考 1) 一定水準額と平成 28 年度末超過利潤累積額の補正

事後評価におけるストック管理上限額及び既存の超過利潤の取扱い

1. 原価算定期間終了後における事後評価において、規制部門のガス事業利益率の直近3か年度平均値が、全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者9社の過去10か年度平均値を上回っている場合には、前回料金改定以降の超過利潤(=当期純利益-事業報酬)の累積額が一定水準額(本支管投資額(過去5年平均)または事業報酬のいずれかの額)を超えているかどうか、変更認可申請命令を発動する基準の一つとなっている。
2. 小売全面自由化を実施した場合には、自由化部門の需要への移行される「選択約款需要」を除いた「規制部門=指定旧供給区域等需要部門」における一定水準額をストック管理の上限値とする。
この場合、既存の超過利潤の累積額についても、「選択約款需要」相当分を圧縮する必要があるが、その方法については、①各事業年度の供給約款及び選択約款に係る配賦係数を有する場合は当該配賦係数を用いることとし、②各事業年度の供給約款及び選択約款に係る配賦係数を有しない場合は、平成28年度における供給約款と選択約款との収入比で按分することとする。
3. なお小売全面自由化以降、指定旧供給区域等小売供給約款の値上げ認可申請又は値下げ届け出がなされる場合、既存の超過利潤の累積額はすべてリセットされることから、特段の制度的措置は不要。



※ここでは、現行の供給約款を指定旧供給区域等小売供給約款にみなす場合を想定。

※仮に、自由化施行のタイミングで指定旧供給区域等小売供給約款の原価を洗い替えた場合、累積額はリセットされる。

1. (3) 審査基準の適用結果

- 原価算定期間終了後、評価開始日までに料金改定を行っていない旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（大阪ガス（※1）以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、料金変更認可申請命令の要否の検討対象となる事業者はなかった。

※1：大阪ガスは、原価算定期間（平成30年10月～令和3年9月）が終了していないため事後評価の対象外。

（単位：百万円）

審査基準（ステップ1・2）の評価結果		12月決算			3月決算					9社
		京葉	京和	熱海	東京 (東京地区等)	東邦	日本 (関東・南 平台地区)	河内 長野	南海	
ステップ1 共通	A 規制部門のガス事業利益率による基準									
	3か年度平均 ① ※2	1.6%	6.0%	6.1%	2.0%	△1.5%	△6.9%	2.9%	△3.2%	-
	9社10か年度平均 ②									4.2%
	9社10か年度の平均を上回っているか。(①>②か)	No	Yes	Yes	No	No	No	No	No	-
ステップ2	B 規制部門の超過利潤累積額による基準									
	平成29年度末超過利潤累積額③ ※3	-	59	△20	-	-	-	-	-	-
	平成30年度超過利潤④	-	32	△28	-	-	-	-	-	-
	平成30年度末超過利潤累積額⑤ = ③ + ④	-	91	△48	-	-	-	-	-	-
	一定水準額（事業報酬額または本支管投資額）⑥	-	※4 298	※4 260	-	-	-	-	-	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	-	No	No	-	-	-	-	-	-
	C 自由化部門の収支（※5）による基準									
	平成29年度⑦	-	+76	+146	-	-	-	-	-	-
	平成30年度⑧	-	+102	+154	-	-	-	-	-	-
	2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	-	No	No	-	-	-	-	-	-
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesとなるか。)									
	No	No	No	No	No	No	No	No	No	-

※2：各年度の規制部門のガス事業利益率（%）の単純平均

※3：平成29年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額

※4：一定水準額として指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を使用

※5：自由化部門の収支：自由化部門のガス事業損益

（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

(参考2) 各社概況 (東京ガス)

<個別決算の概要 – 対前年比較>

(単位：億円)

	平成29年度	平成30年度	差異
営業収益	15,988	17,685 ※1	1,697 (+10.6%)
営業費用	15,163	17,196 ※2	2,033 (+13.4%)
うち原材料費	6,083	7,254	1,171 (+19.3%)
営業損益	824	489	△ 335 (△40.7%)
経常損益	958	629	△ 329 (△34.3%)
当期純損益	759	537	△ 222 (△29.2%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: ガス販売量は、気温が前期に比べて高かった影響や需要家件数の減少等により前期比減少したが、原料費調整制度により売上単価が上昇したことなどにより売上高は前期比10.6%増の17,685億円となった。

※2: 原油価格の上昇等を受けて原材料費が増加したことなどにより売上原価が前期比増加となったことなどから、営業費用全体では前期比13.4%増の17,196億円となった。

<部門別収支の概要 – 対前年比較>

(単位：億円)

		平成29年度	平成30年度	差異
一般需要部門 (自由化部門)	営業収益	6,756	7,574	818 (+12.1%)
	営業損益	594	360 ※1	△ 234 (△39.4%)
	当期純損益	526	360 ※1	△ 166 (△31.6%)
指定旧供給区域 等需要部門 (規制部門)	営業収益	4,604	4,560	△ 44 (△1.0%)
	営業損益	143	70 ※1	△ 73 (△51.0%)
	当期純損益	135	72 ※1	△ 63 (△46.7%)
その他部門	営業収益	4,627	5,551	924 (+20.0%)
	営業損益	86	58	△ 28 (△32.6%)
	当期純損益	97	104	7 (+7.2%)

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、営業損益は一般需要部門(自由化部門)が360億円(利益)、指定旧供給区域等需要部門(規制部門)が70億円(利益)となり、利益率は自由化部門が4.8%、規制部門が1.5%となった。また、当期純損益は自由化部門が360億円(利益)、規制部門が72億円(利益)となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	27~29年度 料金原価 (3か年平均)	28~30年度 決算 (3か年平均)	差異
ガス事業営業収益 (a)		4,387	
ガス事業営業費用 (b)	4,755	4,285	△ 470
原材料費	1,667	1,314	△ 353
労務費	596	616	20
修繕費	257	244	△ 13
消耗品費	115	111	△ 4
委託作業費	570	548	△ 22
租税課金	233	242	9
需要開発費	207	138	△ 69
減価償却費	725	688	△ 37
その他経費	380	380	0
差引額 (a - b)		102	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成27年度下期~30年度上期の3事業年度。

<自己資本比率 (単体)>

(単位：%)

H30.3	H31.3
45.5	42.9

<一株当たり配当>

(単位：円)

H30.3	H31.3
※1 33	60

※1: 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っている。平成30年3月期の1株当たり配当額33円は、中間配当額5.5円と期末配当額27.5円の合計となり、中間配当額5.5円は株式併合前の配当額、期末配当額27.5円は株式併合後の配当額となる。

(参考2) 各社概況 (東邦ガス)

<個別決算の概要 – 対前年比較>

(単位：億円)

	平成29年度	平成30年度	差異	
営業収益	3,551	3,650	※1 99	(+2.8%)
営業費用	3,368	3,534	※2 166	(+4.9%)
うち原材料費	1,525	1,845	320	(+21.0%)
営業損益	182	115	△ 67	(△36.8%)
経常損益	207	172	△ 35	(△16.9%)
当期純損益	157	129	△ 28	(△17.8%)

●個別決算・主な増減内容の説明

※1: ガス販売量は、自由化による影響や、気温が前期に比べて高かった影響などにより前期比4.3%減少し38億m³となったが、原料費調整制度により売上単価が上昇したことなどにより売上高は前期比2.8%増の3,650億円となった。

※2: 原油価格の上昇等を受けて原材料費が増加したことなどにより売上原価が前期比+18.5% (増加) の1,939億円となった一方、供給販売費及び一般管理費は、同△4.7% (減少) の1,021億円となった。これらの影響により、営業費用全体では前期比4.9%増の3,534億円となった。

<部門別収支の概要 – 対前年比較>

(単位：億円)

		平成29年度	平成30年度	差異	
一般需要部門 (自由化部門)	営業収益	2,397	2,628	231	(+9.6%)
	営業損益	208	※1 152	△ 56	(△26.9%)
	当期純損益	172	※1 146	△ 26	(△15.1%)
指定旧供給区域 等需要部門 (規制部門)	営業収益	587	476	△ 111	(△18.9%)
	営業損益	△ 13	※1 △ 25	△ 12	
	当期純損益	△ 7	※1 △ 12	△ 5	
その他部門	営業収益	566	545	△ 21	(△3.7%)
	営業損益	△ 12	△ 11	1	
	当期純損益	△ 8	△ 4	4	

●部門別収支・算定結果の説明

※1: 部門別収支を算定した結果、営業損益は一般需要部門 (自由化部門) が152億円 (利益)、指定旧供給区域等需要部門 (規制部門) が△25億円 (損失) となり、営業利益率は自由化部門が5.8%、規制部門が△5.3%となった。また、当期純損益は自由化部門が146億円 (利益)、規制部門が△12億円 (損失) となった。

<規制部門の料金原価と実績との比較>

(単位：億円)

	27~29年度 料金原価 (3か年平均)	28~30年度 決算 (3か年平均)	差異
ガス事業営業収益 (a)		792	
ガス事業営業費用 (b)	1,205	788	△ 417
原材料費	483	190	△ 293
労務費	199	167	△ 32
修繕費	55	43	△ 12
消耗品費	27	26	△ 1
委託作業費	111	92	△ 19
租税課金	49	40	△ 9
需要開発費	50	33	△ 17
減価償却費	166	135	△ 31
その他経費	62	58	△ 4
差引額 (a - b)		3	

(注) 単位未満切り捨てのため、合計等が合わない場合がある。料金原価の原価算定期間は、平成27~29年度の3事業年度。

<自己資本比率 (単体) >

(単位：%)

H30.3	H31.3
59.4	59.3

<一株当たり配当>

(単位：円)

H30.3	H31.3
※1 32.5	55.0

※1: 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っている。平成30年3月期の1株当たり配当額32.5円は、中間配当額5.0円と期末配当額27.5円の合計となり、中間配当額5.0円は株式併合前の配当額、期末配当額27.5円は株式併合後の配当額となる。

(参考2) 各社概況 (地方局所管 - ① 1 2月決算)

(単位：百万円)

	京葉			京和			熱海		
	平成29年度	平成30年度	差異	平成29年度	平成30年度	差異	平成29年度	平成30年度	差異
個別決算（全社）の概要									
営業収益	80,586	84,349	3,763 (+4.7%)	4,236	4,572	336 (+7.9%)	2,160	2,223	63 (+2.9%)
営業費用	75,888	80,573	4,685 (+6.2%)	3,996	4,329	333 (+8.3%)	1,935	2,018	83 (+4.3%)
営業損益	4,698	3,776	△922 (△19.6%)	240	243	3 (+1.3%)	225	205	△20 (△8.9%)
経常損益	5,202	4,318	△884 (△17.0%)	260	267	7 (+2.7%)	241	221	△20 (△8.3%)
当期純損益	3,693	3,137	△556 (△15.1%)	173	205	32 (+18.5%)	163	156	△7 (△4.3%)
自己資本比率	66.1%	67.1%	-	75.5%	77.8%	-	78.8%	80.7%	-
部門別収支の概要									
一般需要部門（自由化部門）									
営業収益	※1			2,258	2,593	335 (+14.8%)	※1		
営業損益				76	102	26 (+34.2%)			
当期純損益				58	88	30 (+51.7%)			
指定旧供給区域等需要部門（規制部門）									
営業収益	25,390	22,353	△3,037 (△12.0%)	1,406	1,374	△32 (△2.3%)	1,191	1,202	11 (+0.9%)
営業損益	239	△431	△670	109	78	△31 (△28.4%)	80	48	△32 (△40.0%)
当期純損益	298	△188	△486	78	67	△11 (△14.1%)	61	42	△19 (△31.1%)
その他部門									
営業収益	※1			571	604	33 (5.8%)	※1		
営業損益				53	62	9 (17.0%)			
当期純損益				36	48	12 (33.3%)			

(出典：各事業者計算書類及び部門別収支に基づき当委員会事務局にて作成)

※1：「ガス料金情報公開ガイドライン」に基づき、部門別収支計算書を公表することにより、特定の需要家に係るガスの購入価額が一般に判明する場合その他当該特定の需要家の権利利益を害する恐れがあるものとして非公表としている。

(参考2) 各社概況 (地方局所管 - ② 3月決算)

(単位：百万円)

	日本			河内長野			南海		
	平成29年度	平成30年度	差異	平成29年度	平成30年度	差異	平成29年度	平成30年度	差異
個別決算 (全社) の概要									
営業収益	82,831	91,859	9,028 (+10.9%)	2,135	2,142	7 (+0.3%)	466	481	15 (+3.2%)
営業費用	76,770	86,734	9,964 (+13.0%)	2,051	2,101	50 (+2.4%)	480	479	△1 (△0.2%)
営業損益	6,061	5,125	△936 (△15.4%)	84	41	△43 (△51.2%)	△13	2	15
経常損益	6,318	5,218	△1,100 (△17.4%)	107	55	△52 (△48.6%)	16	23	7 (+43.8%)
当期純損益	4,066	3,266	△800 (△19.7%)	110	17	△93 (△84.5%)	0	26	26
自己資本比率	47.2%	40.5%	-	88.2%	88.9%	-	76.5%	80.4%	-
部門別収支の概要									
一般需要部門 (自由化部門)									
営業収益	3,269	8,769	5,500 (+168.2%)	1,461	1,511	50 (+3.4%)	67	69	2 (+3.0%)
営業損益	△2,184	△1,512	672	24	50	26 (+108.3%)	△0	1	1
当期純損益	△1,608	△1,024	584	56	23	△33 (△58.9%)	0	3	3
指定旧供給区域等需要部門 (規制部門)									
営業収益	29	31	2 (△6.9%)	674	631	△43 (△6.4%)	399	412	13 (+3.3%)
営業損益	△5	△4	1	59	△9	△68	△13	0	13
当期純損益	△0	△3	△3	54	△5	△59	0	23	23
その他部門									
営業収益	79,532	83,058	3,526 (+4.4%)	-	-	-	-	-	-
営業損益	8,251	6,642	△1,609 (△19.5%)	-	-	-	-	-	-
当期純損益	5,675	4,295	△1,380 (△24.3%)	△1	0	1	-	-	-

2. 総評

I. 審査基準に基づく評価

- 審査基準のステップ1 [ガス事業利益率による基準] では、個社の直近3か年度平均の利益率が9社10か年度平均の利益率を上回る会社は、京和ガス及び熱海ガスの2社であった。
- ステップ1に該当した2社について、審査基準のステップ2 [超過利潤累積額による基準] では、平成30年度末超過利潤累積額は一定水準額である指定旧供給区域等需要部門に係る本支管投資額（過去5年平均）を下回っており、ステップ2 [自由化部門の収支による基準] では、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。
- 以上より、原価算定期間を終了している旧一般ガスみなしガス小売事業者8社（大阪ガス以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

（結論）

- 以上を踏まえ、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。